

令和3年8月6日

各県立学校長 様

保健体育課  
高校教育課  
特別支援教育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（依頼）

このことについて、別添（写）のとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から依頼がありました。

このたび、令和3年8月8日から8月31日までを期間として、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県が、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされることとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、お知らせします。

変更後の対処方針における学校等の取扱いに係る記載の変更はありません。

各校においては、引き続き、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な情報発信を行うなど新型コロナウイルス感染症対策を強化願います。

## 記

<令和3年7月30日付け事務連絡との変更点>

- ・まん延防止等重点措置区域の追加
- ・変更後の対処方針

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryoku/kihon\\_r\\_030805.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030805.pdf)

### 【事務担当】

保健体育課 課長補佐兼班長 横山 勝規

TEL：059-224-2973 FAX：059-224-3023

高校教育課 課長補佐兼班長 西川 俊朗

TEL：059-224-3002 FAX：059-224-3023

特別支援教育課 課長補佐兼班長 加藤 謙司

TEL：059-224-2961 FAX：059-224-3023